

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 5 号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 8 号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 9 号 月形町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 0 号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 2 号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 3 号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4 号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 議案第 5 6 号 団体営土地改良事業の施行について
- 議案第 5 7 号 団体営土地改良事業の事務の委託について
- 同意案第 4 号 月形町教育委員会委員の任命について
- 同意案第 5 号 月形町教育委員会委員の任命について
- 報告第 3 号 平成 2 5 年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 報告第 4 号 平成 2 5 年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について
- 認定第 1 号 平成 2 5 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 5 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第3号 平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- **議長 笹木 英二** ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
これにより本日をもって召集されました平成26年第3回月形町議会定例会を開会いたします。 (午前10時00分開会)  
直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)  
議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ **日程1番 会議録署名議員の指名**

- **議長 笹木 英二** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において  
**宮元 哲夫 君**  
**宮下 裕美子 君**  
の両君を指名いたします。

◎ **日程2番 会期の決定**

- **議長 笹木 英二** 日程2番 会期の決定を議題といたします。  
先に議会運営委員会委員長から8月29日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。
- **議長 笹木 英二** 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。
- **議会運営委員会委員長 宮元 哲夫** 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る8月29日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。  
本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案にかかるものとして、一般会計補正予算他16件、同意案2件、報告1件、教育委員会にかかる報告1件、認定6件であり、議会としては、意見案及び会議案の6件が予定されております。  
また、付議された議案中、平成25年度各会計決算認定6件は一括提案と

し、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

一般質問については、通告期限までに2名の議員から通告があり、8日に行うことにいたしました。

以上のことから、本定例会の会期については、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日5日から9月12日までの8日間としたところであります。

最後に本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○ 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から報告の通り、本日5日から12日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から12日までの8日間とすることに決定いたしました。

#### ◎ 日程3番 諸般の報告

○ 議長 笹木 英二 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

○ 議長 笹木 英二 以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

#### ◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 笹木 英二 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

○ 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わらせていただきます。

#### ◎ 日程5番 議案第50号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第42号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第5号）

○ 議長 笹木 英二 日程5番 議案第50号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第42号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第5号）は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第50号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の主な要旨を申し上げますと、平成27年4月からの岩見沢市・美唄市・月形町よるごみ処理広域化に伴い可燃ごみを焼却処理するため、一般廃棄物を生ごみを含む可燃ごみと不燃ごみに分別し、排出方法も粗大ごみ及び直搬ごみを除き、じん芥処理することから指定ごみ袋に変更することに伴う所要の規定の条例改正をお願いするものでございます。

改正の内容として、第19条第1項第1号は、家庭から排出される一般廃棄物処理手数料についての改正で、別表第1に定める金額とするものでございます。別表第1については、後ほど説明させていただきます。第19条第1項第2号は、事業者から排出される一般廃棄物処理手数料についてですが、「別表」を「別表第2」に改め、排出方法・分別区分に応じた手数料に改正するものでございます。「別表第2」につきましても、後ほど説明させていただきます。同条第2項は、事業系一般廃棄物を事業者等が直接、搬入する場合の一般廃棄物処理手数料10キログラムにつき「21円」を「50円」に引き上げさせていただくものでございます。同条第3項は、家庭系一般廃棄物を個人が直接、搬入する場合の一般廃棄物処理手数料10キログラムにつき「15円」を「50円」に引き上げさせていただくものでございます。第20条第1項は、一般廃棄物処理手数料の納入方法についての改定で、家庭から排出される一般廃棄物については、「じん芥処理整理券により」納入を「指定ごみ袋又は指定ごみ処理券を交付の際に」納入していただく方法にさせていただくもので、また、事業者から排出される一般廃棄物は、納入通知書による方法を指定ごみ袋又は指定ごみ処理券による納入方法に改めるものでございます。別表を別表第1と別表第2を改める改正ですが、議案書143ページ、別表第1 家庭から排出される一般廃棄物処理手数料ですが、排出方法を指定ごみ袋によるものとして分別区分を生ごみの含む可燃ごみと不燃ごみに分け、それぞれ現行じん芥30リットルにつき40円、1リットル当たり換算1.33円を指定ごみ袋1枚につき1リットル当たり2円に改めるものでございます。また、排出方法を指定ごみ処理券によるものとしてごみ処理広域化を進めるに当たり岩見沢市の焼却方法に統一させていただくため、粗大ごみを大型ごみに改め、1個につき100円を指定ごみ処理券1枚につき1個当たり200円に引き上げさせていただくものでございます。別表第2 事業者から排出される一般廃棄物処理手数料ですが、排出方法を指定ごみ袋によるものとして分別区分を生ごみの含む可燃ごみと不燃ごみに分け、それぞれ現行月の排出量に応じた月額使用料1リットル当たり換算1.57円を指定ごみ袋1枚につき1リットル当たり2.

5円に改め、大型ごみは指定ごみ処理券1枚につき1個当たり250円とさせていただきます。

議案第42号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第5号）

議案書6ページ、第2表 地方債の補正です。追加です。地域安定医療確保対策事業を追加するもので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更です。一般廃棄物処理施設広域整備事業から月形南部地区地域水田農業再編緊急整備事業までの3事業の限度額を変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

2 歳入です。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 総務費国庫補助金602万円の補正増について、2節、3節の内容のとおりです。2節については、社会保障、税番号制度システム整備に伴う町税システム整備費補助金でございます。3節については、同じく住民基本台帳システム整備費補助金でございます。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金474万4,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。説明欄、農地台帳システム整備事業補助金を今回、補正させていただいております。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金3,742万4,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。当初予算で財政調整基金から2億円を繰入れする予定でしたが、町債の保健衛生債で5,820万円を新たに予算計上させていただいたため、補正減とするものでございます。20款 町債 1項 町債 2目 衛生債6,230万円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。2節の保健衛生債、地域安定医療確保対策事業ということで、過疎債ソフト事業で医師確保対策にかかる補正増でございます。

3 歳出です。2款 総務費 2項 徴税费 2目 賦課徴収費189万6,000円の補正増について、13節の内容のとおりです。歳入で説明したとおりで、補助率は3分2となっております。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費475万7,000円の補正増について、13節の内容のとおりです。これにつきましても歳入で説明したとおり100%の補助でございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費113万6,000円の補正増について、23節の内容のとおりです。平成25年度分精算に伴う返納金でございます。4款 衛生費 2項 清掃費 2目 塵芥処理費708万2,000円の補正増について、11節の内容のとおりです。今回、衛生センター管理及び塵芥処理経費、消耗品費として町指定のごみ袋購入にかかる経費、印刷製本費として町指定のごみ処理券、ごみ分別リーフレッ

ト等の印刷にかかる経費を予算計上させていただいております。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 1,188万円の補正増について、13節の内容のとおりです。これについては、新年度からの中山間地域等直接支払交付金事業に伴う対象農用地計測業務にかかわる経費で、デジタル空中写真基礎データ作成等にかかる委託料を予算計上させていただくものでございます。5目 農地費 713万8,000円の補正増について、4節から28節の内容のとおりです。道営土地改良事業については、事業料確定に伴う補正増でございます。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 213万9,000円の補正増について、15節の内容のとおりです。一号線道路補修工事ということで、今回、路盤工の補修工事にかかる経費を計上させていただきました。4目 除雪対策費 6万3,000円の補正増について、12節、13節の内容のとおりです。今回、保険加入を委託業者から町へ変更することに伴う補正増でございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 議案第50号ですが、今回の条例改正で第19条を改正することになっており、これについては常任委員会等で聞いていますので分かりますが、第21条は産業廃棄物と関連があると思いますが、これを今回の条例改正に上げてこなかった理由について、本来ならこの時期に一緒に改正した方がいいと考えますが、それについて伺います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 ただ今の議員からの質問ですが、手数料条例第21条につきましては、産業廃棄物処理手数料を定めております。産業廃棄物を町の一般廃棄物処理施設で処理する場合、10キログラム当たり45円と規定されております。産業廃棄物の処理につきましては、現在、市町村が設置する一般廃棄物処理施設においても産業廃棄物を合わせて処理する場合、産業廃棄物処理施設にかかる許可を有すると見なされておりますので、本町最終処分場は産業廃棄物処理施設の許可を取得しており、みなし許可施設として産業廃棄物の受入れを行うことが可能でございます。現在、町内の産業廃棄物は、町外の民間産廃処理施設へ処理されております。町としては、災害など不測の事態が発生した場合などの特別な事由が発生した場合に受入れるとしております。今回、条例改正を提案させていただいておりますが、岩見沢市・美唄市・月形町との広域でのごみ処理にかかる改正をお願いしております。先行させてお願いしており、産業廃棄物の受入れ処理につきましては、災害など不測の事態など特別な事由の対応である他、現行10キログラム45円ということでご

ざいます。産廃の種類もたくさんあり、現在、それに応じた使用料など検討中で、条例改正で補正させていただく考えでございますので、宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 これから条例改正を進めていくということですが、ごみ処理は来年4月から広域化でやるわけですが、産廃についても将来的には料金改正があり値上げすると思いますので、検討してできるのであれば今回の第19条、第20条の改正に合わせて行った方がよいのではないかと。今後、条例を改正する考えはあるのですか。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 大釜議員ご指摘のとおり、産廃処理施設については、現在、一律ですので、産廃種類に応じたものとして今後、審議会でのご意見を聞きながら協議して、なるべく早い段階で条例を改正させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の質問に関連してもう一度、お伺いしますが、条例改正をするということですが、期限として今回の一般ごみ50円に上がるのが4月1日なので、それに合わせて産廃の部分もきちんと見直しするということですか。今の説明ですと期日が分からないので、現状のまま条例改正が行われると一般廃棄物は10キログラム当たり50円、産廃は10キログラム当たり45円、一般的に産業廃棄物は一般廃棄物より高いと思います。事業所系ですし処理にも大変な問題もあるということ、産業廃棄物など法定外目的税などもかかる場合もあるので、一般的に高く取るようになっているわけですが、そこは時間的にいつまでに仕上がるのか、お伺いしたい。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時24分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分再開)

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 今回、第21条、産業廃棄物の条例改正は行っておりません。先ほど住民課長から説明したとおり、産業廃棄物は緊急避難的なも

のということで、例えば災害で何かあったときに入れるということであり、今回の条例改正でお願いしているのは、岩見沢市・美唄市・月形町での共同処理に伴う改正であるということで、分けて考えていただきたいと思います。常時、産廃物をごみ処理しているわけではないということで、緊急避難的に条例を設けて災害などに処理を行うということですので、ご理解を賜りたいと思います。いつまでにやるかということについては、これから審議会で協議して検討して行きたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 私は理解できないです。どうしてかと言いますと、一般廃棄物の条例改正がある以前は、同じ目的で緊急避難的に産業廃棄物を受け入れる目的で産業廃棄物の項目が第21条に載っているわけで、ここには緊急避難的という言葉もなく、第21条は「産業廃棄物を町の一般廃棄物処理施設で処理する場合は、10キログラムにつき45円を徴収する。この場合において10キログラムに満たない端数は切り捨てる。」という文言しかなく、運用では緊急避難的なことになるとは思いますが、そういう文面で運用しているわけです。今までの条例では一般廃棄物の直搬についていうと15円、産業廃棄物45円、事業系の一般ごみについても21円ということで、金額のイニシアチブが取れていましたが、今回、一般廃棄物処理の項で修正することは、十分に理解しているし、それを50円に上げることの意味も常任委員会で説明を受けて理解しています。しかし、同じときに条例改正があり同じ条項に産業廃棄物の項目もあって、金額が逆転している状況がある場合、そこに対処すべきであると思います。今までも条例改正が現状と合わなくなってしばらくしてから実態に合わせるという教育委員会の給食審議会のメンバーの問題などあって、条例は速やかに実態に合わせたかたちで修正していくということを副町長から答弁も聞いています。文言的にもやはり問題があると思います。まして今回の一般廃棄物処理の料金変更は、来年4月1日施行で半年ありますので、様々な手を打てば対応できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 先ほどから答弁しているようにいつまでとは申し上げられませんが、審議会等の協議も必要でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○ 議長 笹木 英二 かみ合っていないように聞こえますが、確かに条例内容には産業廃棄物としか記されていないので、今、副町長の説明で災害にあった人たちのためということで、今まで内容が全く分からなかったから、そのようなこともきちんと記すべきであると思います。勘違いする感じであると思います。例えば火災になった残がい処理を役場で引き受けて投げている



すが、そこには本人が直接持ってくるのではなく必ず業者が付いて利益を上げながらやっていることであると思います。そこで今回の金額が据置きという事で、元々、産廃していたものがこれだけ据置きというのは、誰が考えても変であると思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 審議会に諮るにしても、上げる、上げないは審議会や議会に諮ってこれから決めていくということですが、ではいつまでに答えを出すのか、最終的に産業廃棄物は緊急避難的な災害時に限るのだから、このまま据置きましょうという結論になるかもしれない。それを4月1日の実際の運用が始まる前までに結論をだすという執行側の責任があると思うのです。いつまでとはっきり言えないというのは、審議会に諮る答えを導くのも行政側の責任があると思います。そういう意味で上げる、上げない、いくらにするということをここで問うているわけではなく、私はこの文言がおかしいと思うし、一般廃棄物より産業廃棄物が安いという設定もおかしい。そして、緊急避難的な災害時に限るという文言もないなら、そういう意味では難しいところもあるので、それも踏まえた上できちんと4月1日までには何らかのかたちで方向性を示すという答弁があって然るべきであると思いますが、その点、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 そのようにしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 一般会計補正予算でお伺いしたいことがあります。

議案書27ページ、衛生費、塵芥処理費、今回、消耗品費409万3,000円について、先ほどの説明で新しいごみ袋購入のための経費ということですが、発注数と1枚当たりの単価としてどのぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 消耗品費409万3,000円ということですが、副町長からも指定ごみ袋の購入ということで説明したところですが、内容については、先ほど条例で提案しておりますごみ袋は家庭用と業務用があり、家庭用ごみ袋は可燃ごみ(10リットル、20リットル、40リットル)と不燃ごみ(10リットル、20リットル、40リットル)の6種類のごみ袋を作る予定、数量145,000枚、ごみ券の使用枚数の実績で数量を算定しており、各ごみ袋の値段はそれぞれ異なっておりばらつきがありますが、単純平均にすると10枚12.79円となります。消耗品につきましては、ごみ袋購入と合わせて最初に判を作るということで判代もあります。判代を含めて14.11円と

いうことです。次に事業系のごみ袋は可燃ごみ(20リットル、45リットル、90リットル)と不燃ごみ(45リットル、90リットル)の5種類のごみ袋を作る予定、数量37,000枚、判代を除くと10枚32.6円、判代を含めて49.12円ということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の説明で概要はつかめたのですが、これまで月形ではごみ券を使ってごみ券の印刷代はどのくらい掛かっていたのか。今回袋にすることによって、それらの経費がどの程度アップするのか。最終的に金額を示していただきましたが、これは今後、毎年この数字でいくのか。ある程度判もできているし数量も増えることも考えられますので、将来的には下がっていくのか、概略だけでも教えていただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 ごみ券の印刷製本費については、ただ今資料を持ち合わせていないので、後ほど報告したいと思います。ごみ袋の今後の経費については、1回目を発注させていただき、購入枚数に応じて1枚当たりの単価が上下しますので、今回はごみ券の実績でごみ袋換算をして決めました。来年度以降どれくらいになるかは、発注枚数に応じて金額が決まるので、一概に言えないかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 平成25年度の実績を元にして平成26年度の1年間使われる分をごみ袋枚数に想定して、これだけ発注したと認識してよろしいですか。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 今回の年間発注枚数につきましては、平成25年度の年間使用枚数などを換算して枚数設定しております。実際に来年4月以降ごみ券からごみ袋がどのくらいになるかについては、1年間の使用実態を抑えながら明年度以降の発注となるということで、ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。議案書21ページ、衛生債、地域安定医療確保対策事業に対して5,820万円ということで、先ほどの説明では過疎債によって医師確保にかかる費用ということでしたが、具体的内容について、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。(午前10時41分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時42分再開)

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 これについては、6月定例会において過疎計画関係の変更をお願いしたところですが、その中でソフト分を計上させていただいております。その後、空知総合振興局と過疎債の打ち合わせをしました。そこで今回ソフト事業5,820万円ということで、おそらく過疎債の適用を受けるだろうということで、予算計上させていただいております。予算計上しなければ過疎債申請行為するときに必ず議決書の写しが必要となることから、今回、予算計上させていただいております。病院事業会計繰出金は当初予算1億8,554万円のうち1億6,087万円予算計上しております。内訳については、病院会計の収益的収入及び支出の収入、病院事業収益他会計負担金で3,459万7,000円、医業外収益他会計負担金1億2,718万3,000円を計上しております。この1億2,718万3,000円の内訳が医業外ということで、医師対策経費5,825万9,000円、また共済費追加費用、基礎年金繰出金、公的負担金経費、病院改革プラン経費などが入っているのですが、その中に医師確保対策について過疎債が付いてくる予定であるということで、予算計上させていただきました。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 過疎債にソフト事業がOKになったことは認識していますし、6月の段階で過疎計画が変更になったことは分かっています。また本年度から病院事業会計に対する一般会計から繰出金が増えて、その中で项目的に色々なかたちで支出していることも理解しています。地域安定医療確保対策事業と病院会計の町側の繰出金の一部で、過疎債のソフト事業として使える分に対して今回、負債をきちんとするという認識でよろしいでしょうか。先ほど医師確保に係る費用にしようという説明があったので、新しい事業あるいは対策を打つのかなと説明を聞いただけで最初は感じたのですが、そうではなくて元々ある部分で過疎債対応できる部分をそちらに振り分けたという認識でよろしいでしょうか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 今、宮下議員が言われたとおり、今まで充てた経費の中で過疎債に充てるということでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。過疎債が使えることによりこのように運用することは理解できました。一つ疑念があるのは、ソフト事業に過疎債が使えるということになり、町債を充てて7割後から補填されるのが過疎債の利点ですが、ソフト関係の事業をこのようなかたちで町債を発行するようにな

ると、結果的に有利な債権ではあるけれどもその分の負債が増えていくわけで、一般的家庭でいえば物を買うときにローンを組むと物が消耗することにより物で十分に理解できるけれども、生活費に関してローンを組むと最終的に水増していくようなイメージがどうしてもあるのですが、そこで過疎債の使える部分があったとしても独自の歯止め策、過疎債として認められるものに関しては満額町債発行して対応して行くのか、今後も含めてソフト事業が過疎債対応OKになったのは最近ですので、これから先もずっとこのようなかたちになると思いますが、町の意識としてどのように考えて町債対応していくのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 過疎債というのは数ある起債の中では極めて補助率の高い有利な債権であると考えております。それはハードでもソフトでも傲慢なかたちで借り入れれば財政がひっ迫してくるとというのが、多くの自治体の先訓があるわけですから、それは重々承知の上で今回提案させてもらっているところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 十分に承知してということですので、それに期待したいと思いますが、ソフト事業に関して言えば歯止めがなくなる可能性があるということも認識した上で、今回ではなくこれから先このように対応するときは、町として限度額あるいは使い方などの歯止めをぜひ示していただいた上で行っていただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 議案書27ページ、保健センター費、複写機賃借料44万5,000円の内訳をお願いします。

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 保健福祉総合センター管理経費の複写機賃借料ですが、当初予算25万3,000円、今後見込額44万5,000円、69万3,000円の予算額でございます。増の理由として平成26年4月から住民課から移行した事務、児童福祉、生活保護等の事務が増大しており、その分を見込んでおりませんでしたので、その分の増、それから国の制度など子ども・子育て支援制度等の事務が増えており、複写機賃借料の増額となっております。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 了解しました。議案書29ページ、農業委員会費、職

員普旅費とありますが、職員旅費で補正をあまり聞いたことがないので、今、この時期の補正はなんなのか、お伺いします。

- 議長 笹木 英二 農業委員会事務局長
- 農業委員会事務局長 梅沢 政仁 ただ今の金子議員の質問にお答えいたします。本年7月に農業委員会委員の統一改選が行われました。これに伴い第22期農業委員による空知農業委員会連合会臨時総会で役員改選が行われ、その中で本町農業委員会多田会長が、空知農業委員会連合会会長に選任されております。空知農業委員会連合会の会則により、会の事務所は会長の所在する農業委員会に置くと規定されております。これにより月形町農業委員会事務局が空知農業委員会連合会事務局となっています。本年4月8日に改正された平成26年度空知農業委員会連合会通常総会の議決におきまして、平成26年度事務事業並びに予算が決定されておりますが、この決定に基づき本年8月から平成27年3月まで空知農委連の事務事業を執行するにあたりましては、今年12月に東京で行われます全国農業委員会会長代表者集会に空知農委連として参加するにあたりまして、空知農委連の事務局であります月形町農業委員会の職員が出席するにあたっての旅費の補正を今回させていただくものでございます。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 分かりました。大変であると思いますが、お願いします。同ページ、農地情報管理システム改修業務となっているけれど、全額補助だからいいのですが、このシステム改修は何を改修するのか、お聞きします。
- 議長 笹木 英二 農業委員会事務局長
- 農業委員会事務局長 梅沢 政仁 ただ今の金子議員の質問にお答えします。平成25年の農地法改正に伴い農地台帳等今までは任意での設置でしたが、今回の法改正で法定化され、各市町村農業委員会で農地台帳を設置し、公表する改正がされました。改正内容につきましては、従前の37分類84項目に対し更に追加として24分類112項目を整備したということで、法の改正により通知されております。この関係の改修と整備のため今回、本町農業委員会で正式にしております農地台帳システムの改修を行うための改修業務費でございます。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 システム改修について、もっと分かり易く、どういうものを改修するのか、例えば地籍だとかどの部門を改修するためにこのお金を使うのか、お聞きします。
- 議長 笹木 英二 農業委員会事務局長
- 農業委員会事務局長 梅沢 政仁 改修部分については、今までの通称で

言います農家台帳、農地台帳に係る部分の改修でございます。

- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 地籍図とかではなく、農家台帳だけのシステム改修という解釈でいいのですか。
- 議長 笹木 英二 農業委員会事務局長
- 農業委員会事務局長 梅沢 政仁 金子議員のご指摘のとおりでございます。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 了解しました。議案書31ページ、除雪対策費、除雪対策経費、保険料が委託から町で掛けるということで、これについては質問ではなく課長の努力に感謝しています。助かりました。このようなことをきちんと町側が管理することによって、事故があったときに対処がスムーズにいくということで、本当にありがとうございます。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第50号及び議案第42号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第43号 平成26年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 笹木 英二 日程7番 議案第43号 平成26年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書46ページ、3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費256万円の補正増について、11節の内容のとおりです。月形最終末処理場の破碎機の修理費を今回、補正増とするものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 確認ですが、月形最終末処理場は市北で、破砕機の修繕というのは、汚物を細かく砕いてその後バイオ処理するための前段の機械であると思います。それで破砕機について、いつ導入したもので、今回の修繕はどのようなものかということをお伺いしたい。なぜかというのは、農集関係の施設の修繕が毎年大きくなってきて、市南では臭気の問題が大きいですし、市北処理場については、全面的に少し前に修繕を終えているのですが、今回、これがでてきたことによって、今後どのような動向になるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 市北の処理場破砕機の状況ですが、ご案内のとおり汚物が流れてきて、一つ目の大きなスクリーンをくぐるわけでございます。その次に設置されている破砕機となるわけでございますが、平成17年度に更新したところでございます。今回、モーターを含めて本体が作動しないということで、部品等につきましても取り寄せが不可能ということから、修理不能ということで、本体そのものを更新するということでございます。耐用年数は10年ということで、10年に満たない中での故障でございました。その中で見通しとして実際に可動して不具合が生じた中での修繕ということになっております。おおよそ平成17年度に大きな更新を行っており、これから随時そういう状況になるということですが、やはり使えるうちは使っていくことを基本にしながら、では壊れてみなければ分からないのかということになってくるわけですが、なかなか計画が立てづらいということもご理解いただきたいと思うところでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の答弁で大体の状況は見たのですが、市北の終末処理場については、平成17年の大きな修繕の後、大体の電気設備などは耐用年数10年ということは、本当に今後に関していうといつ壊れてもおかしくない、部品の取り寄せなども耐用年数が過ぎれば難しいですし、かなりの頻度でこれからこのようなことが発生してくる可能性が高まっているという認識でよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 毎年、定期点検を行っている中では、故障が発見できなかったわけですが、今後、急にこういう事案が発生する可能性はあるということで、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第44号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 笹木 英二 日程8番 議案第44号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前11時 5分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午前11時15分再開）

- 議長 笹木 英二 日程9番に入る前に先ほど宮下議員から質問のあった



ごみ券について答弁願います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 先ほど宮下議員からの質問で、旧塵芥整理券の単価についてご質問がありました。旧塵芥整理券は、一般ごみと粗大ごみの2種類作っております。一般ごみにつきましては、平成22年度に2万枚作成して1枚2円、粗大ごみにつきましては、600枚作成して1枚44円でございます。このときに発注した分は65,730円でございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 確認ですが、平成22年に作成した粗大ごみ600枚は足りているのでしょうか。粗大ごみは昔青いシールだったと思いますが、オレンジもあったような気がします。1枚44円はすごく高いと思います。

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 塵芥処理券は粗大ごみ用オレンジ100円券でございます。それと塵芥処理券の一般ごみ用水色40円ということで作成しております。単価が高いのは、発注数が一般ごみは2万枚作りました。粗大ごみにつきましては、600枚ですので、発注枚数により値段差があるということで、ご理解願いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 オレンジ券1枚44円もするのですか。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前11時17分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時20分再開)

○ 議長 笹木 英二 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 大変申し訳ございません。先ほどの発言を変更させていただき、改めて答弁させていただきます。印刷代でいうと塵芥処理整理券一般ごみ用20万枚、1シート10枚、1枚0.2円です。粗大ごみ用6,000枚、1シート10枚、1枚4.4円でございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

◎ 日程9番 議案第45号 議会の決議に付すべき事件に関する条例の制定について

○ 議長 笹木 英二 日程9番 議案第45号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、これまで総合計画につきましては、地方自治法において市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務付けられておりました。これが平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかにつきましては、市町村の判断に委ねられることになったわけでございます。しかしながら総合振興計画につきましては、従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す最上位の計画として位置づけ、本町のまちづくりの長期的な展望を示し描くものであることから、法的な策定義務はなくなっても策定すべきと考え現在、第4次総合振興計画策定作業を進めている状況でございます。このことから、町としてもその策定にあたってはこれまでと同様に議会の議決を得ることとしたいと考えております。このため議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定を新たに提案するものでございます。内容として第1条は、条例の趣旨でございます。地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件については、この条例の定めるところによる旨を規定させていただいております。第2条は、議会に付すべき事件の規定であります。本条例による議会に付すべき事件について、本町における総合かつ計画的な町政運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止とする旨を規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 時期にこだわるわけではないですが、第2条にある「総合的かつ計画的な町政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止」となっていますが、策定の行為そのものについての議決を求める内容にも受け取られるのですが、基本構想の内容そのものについての議決を求めると理解しているのか。それとも策定するときの行為を議決するということを求めるのか、それについてお伺いしたいと思います。この字句だと策定すること、変更すること、廃止することについて議決を求めると読めないこともないのですが、おそらく基本構想そのものについて町が作ったものを、議会で議決して初めて基本構想として発効すると理解しているのですが、そのような理解でいいかどうか、確認したいと思います。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 ただ今楠議員が言われたとおりでございます。策定後の変更又は廃止に対しても議決を要するというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 その点、字句の見方が違っていたということで、理解します。もう1点、基本構想ということになると総合計画の実際の実施計画というか、基本構想に基づいた具体的な計画との関わりについては、基本構想が議会で議決され、それに基づいて実際の実行計画がおそらく策定されると思いますが、そのあたりの扱いについてどうするのかということについて、伺いたいと思います。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 質問にお答えしたいと思います。従来と変わりません。今は第4次ですが第1次、第2次、第3次とありますが、いわゆる基本構想が大枠な方向性を示し、次に基本計画これは概ね5年程度の計画内容であり、その下に実施計画ということで、これにつきましては、毎年通りの中で予算ヒアリングしてそれぞれ予算化して、議員の皆さんも予算審議で具体的な細かい部分の予算審議をしていただくという構図は従来と変わらないということで、ご理解願いたいと思います。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 その場合、基本構想を議会で議決して、その次の段階で具体的な実行計画が出てくる中で、議会との関わりをどのように持っていくのか。条例化されていないにしても議会との議論を反映していくことになるのか、お伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 なぜ総合計画を継続していくのか説明したいと思いますが、この計画につきましては、まちづくりの構想を行政・住民に定着していること。総合的で計画的な行政を図るためのもの。また、長期的なビジョン、近年ロードマップ等とも言われているようですが、それらに基づく実現性、方向性を位置付けるものということで、やはり最上位ということで議会に対しても自治法でも定められたとおり、議決を要するというようなことを踏襲した中で、今後も進めて参りたいと思います。また、議会との関わりにつきましては、今後、色々な部門での予算の段階や長期的な計画などがあつたときには、その都度協議して行かなければならないと思いますし、何分、社会情勢が目まぐるしく変わることもございます、10年を定めたからといっても詳細なものが構想では決めていませんので、柔軟に対応していくしかないと思いますが、それ

は議会の皆様にご相談したいときは、皆さんに協議していただいてそれらの計画を修正していくということで、そのような関係でより良い執行をしていきたいと考えております。

- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の楠議員からの質問と関連するのですが、総合計画が今までどおりとするのであれば3部構成で、基本構想、基本計画、実施計画となっているわけですが、今までの説明から基本構想は議決案件で、それ以降については、従前どおり行政内部でローリングしていくということですが、一部の自治体の中ではすでに3部構成を取り止めて新たなかたちを設ける、あるいは基本構想、基本計画まで議決事項に上げてあるなどそれぞれの自治体に合わせて柔軟に対応するかたちが見られるわけです。特に今、基礎自治体様々、うちの場合はたいして受けていませんけれども、権限移譲なども含めてそういう問題もありますし、かなり議会とのやり取りでそういう計画の見直しなどもしていくようなかたちになるのかなと考えているのですが、そのあたりの今の説明では従前と変わらないということですが、今後においては、それらについても検討されるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 この策定につきましては、25年、26年ということで、今年12月頃にはある程度内容が確定されます。その段階で今の議論は時間的に難しいことですので、第4次が始まった以降に議論していくべきなのかなと思います。実際、他自治体におきましては、議会の中での審議内容に含まれている内容もございます。それは承知しております。そのようなことも踏まえて、今後、10年間は長期的なことになりますが、第4次が始まった以降、この内容について議会の皆さんと相談しながら進めた方がいいのかなと考えていますし、そのようにしたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の課長の答弁で、時期的にも今の段階では第4次には難しいことは分かっていますが、今後の検討課題と捉えていただけているので、その点はぜひ議会と行政で検討して行きたいと考えています。もう1点、別の視点から第4次総合振興計画を実際に基本構想が議会の議決に諮られるまで、これからどのような流れでそれまで持っていくのか。今、審議委員会なども開かれています、スケジュール的にも含めてお伺いしたいと思います。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 振興計画の策定スケジュールにつきましては、若干、遅れていますが、ほぼ予定どおり進められております。今年8月におきましては、基本計画の検討原案の策定中です。構想につきましては、ほぼできあがり今後、審議されてくると思いますが、そういう工程で、先ほど申しあげました11月末もしくは12月上旬にはほぼ全体のものが出来上がるのかなとということでございます。その後、議会に対しては、12月が間に合わなければ1月臨時会等でこの内容についての審議をしていただくということで、会期中に提示しても皆さん審議できないのは重々承知しておりますので、前段で機会があれば早めに提示して内容を確認してもらう時間を作っただけであれば、より内容を審議していただけるかと思っております。その後、議会に諮り決定していきたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 スケジュールは了解しましたので、審議の過程は議会と相談の上であると思いますが、委員会付託のようなかたちあるいは全員協議会ということもあるかと思っておりますが、時間的にきちんとそれらも含めて十分な審議時間を取った上で、ぜひとも議決まで持って行っていただきたいと思っております。宜しく申し上げます。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- ◎ 日程10番 議案第46号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第46号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

## 補足説明

改正の要旨を申し上げますと、地方税法が改正されたことに伴い、税条例の所要の改正をさせていただくもので、平成25年3月30日法律第3号、平成26年3月31日法律第4号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係部分のうち、平成26年10月1日以降の施行日に伴う条例の改正でございます。法の主な改正点ですが、地方法人課税の偏在是正のための措置として法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたこと。次に個人住民税の公的年金から特別徴収制度の見直しとして、市町村が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しが行われたこと。また、軽自動車税の標準税率の引き上げ等の法改正が行われたこと。最後に金融所得税の一本化に伴う公社債等の課税方式の変更として、一般株式等に係る譲渡所得等上場株式等にかかる譲渡所得等を分離課税することなどの法改正が行われたわけでございます。67ページ、第23条第2項は、町民税の納税義務者等についての改正で、法人税法において「外国法人」の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定を法改正に合わせて改めるものでございます。第33条第5項は、所得割の課税標準についての改正で、法改正に合わせて引用条項を改めるものでございます。第34条の4につきましては、法人税割の税率についての改正で、「100分の14.7」を「100分の12.1」に改めるものでございます。第47条の2第1項は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についての改正で、納税義務者が市町村の区域外に転勤、転出した場合も特別徴収を継続することとする法改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等を法改正に合わせて改めるものです。また、第47条の5第1項は、年金所得にかかる仮特別徴収税額等の算定方式の見直しを法改正に合わせて改正するものでございます。第48条第2項は、法人の町民税の申告納付についての改正で、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴います所要の規定を改めるものでございます。68ページ、第51条第1項第5号は、町民税の減免についての改正で、条項中の文言を改めるものでございます。第52条第1項は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての改正でございます。第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、また、59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての改正で、法改正に合わせて引用条項を改めるものでございます。第82条は、軽自動車税の税率についての改正で、表記にある第82条第1号は、原動機付自転車1台当たりの税率の改正でございます。排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの

については、年額1,000円を2,000円に、二輪のもので排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のものについては、年額1,200円を2,000円に、二輪のもので排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるものは、年額1,600円を2,400円に、三輪以上のもので排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものは、年額2,500円を3,700円にそれぞれ法改正に合わせて引き上げさせていただくものでございます。第82条第2号は、軽自動車及び小型自動車1台当たりの税率改正でございます。二輪のもの（側車付のものを含む。）年額2,400円を3,600円に、三輪のもの年額3,100円を3,900円に、四輪以上の乗用のもので営業用は年額5,500円を6,900円に、自家用は年額7,200円を10,800円に、貨物用のもので営業用は年額3,000円を3,800円に、自家用は年額4,000円を5,000円に、専ら雪上を走行するもの年額2,400円を3,000円に、小型特殊自動車1台について農耕作業用のもの年額1,600円を2,000円に、その他のもの年額4,700円を5,800円にそれぞれ引き上げさせていただくものでございます。69ページ、第82条第3号は、二輪の小型自動車についての軽自動車税の税率改正でございます。1台当たり年額4,000円を6,000円に法改正に合わせて引き上げさせていただくものでございます。附則4条第1項は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正でございます。条項中の文言を改めるものでございます。また、附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての改正で、法改正に合わせて改めるものでございます。附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例についての改正で、法改正に合わせて引用条項を改めるものでございます。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合についての規定を新設するもので、下水道場外施設ノンフロン製品、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置を法改正に合わせてそれぞれ規定するもので、附則第10条の2を附則第10条の3として繰り下げ、附則第10条の次に附則第10条の2を新設するものでございます。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重課の規定を法改正に合わせて新設するものでございます。70ページ、附則第16条の3は、上場株式に係る配当所得に係る町民税の課税の特例についての改正で、上場株式に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に加えられたことによる所要の規定を改正するものでございます。附則第19条は、株式等にかかる譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正でございます。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般

株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことによる所要の改正するものでございます。71ページ、附則第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正でございます。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定を新設するものでございます。附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についての改正でございます。法律改正に伴う所要の規定を改めるものでございます。72ページ、附則第19条の4から第20条まで削るとあります。これにつきましては、町民税の特例等について改正に合わせて規定を削除するものでございます。附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正で、法改正に合わせて引用条項を改め、同条を附則第20条として繰り上げるものでございます。附則第20条の3を削るは、先物取引の砂金等決済に係る損出の繰越控除についての規定を法改正に合わせて削除させていただくものでございます。附則第20条の4は、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴います所要の規定を法改正に合わせて改めさせていただき、同条を附則第20条の2として繰り上げるものでございます。附則第20条の5を削るは、保険料に係る個人の町民税の課税の特例についての規定を法改正に合わせて削除するものでございます。附則第21条の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告についての改正でございます。これについては、法改正に合わせて引用条項を改めるものでございます。附則第22条から第23条までを削るとなっておりますが、これにつきましては、東日本大震災に係る特例について必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、規定しないこととされたため、法改正に合わせて規定を削除し、第24条を第22条に繰り上げるものでございます。

次に第2条 月形町税条例の一部を次のように改正するもので、附則第19条の3を削るは、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についての改正で、改正に合わせて規定を削除するものでございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。



お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり  
可決することに決定いたしました。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 （午前11時50分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
（午後 1時30分再開）

◎ 日程11番 議案第47号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程11番 議案第47号 月形町特定教育・保育施  
設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ  
いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、子ども・子育て支援法第34条第2項並び  
に第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業に関する運営基準を条例で定める必要があり、その条例の内容については、  
平成26年4月20日付け内閣府令第39号に規定する従う基準参酌すべき  
基準を基に内閣府令と同様の内容で制定するものでございます。この条例は、  
子ども・子育て支援法の制定により平成27年度から子ども・子育てに関す  
る支援新制度がスタートすることに伴い、幼児に対する教育及び保育施設に  
関しての運営基準を定めるものでございます。また、この条例で使用する特  
定教育・保育施設とは、町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認す  
る認定こども園・幼稚園・保育園をいい、特定地域型保育事業とは、地域型  
保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事  
業者が行う家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育をい  
います。

内容について目次により説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたし  
ます。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第48号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程12番 議案第48号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、家庭的保育事業に関する運営基準を条例で定める必要があり、この条例の内容につきましては、平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号に規定する従う基準参酌すべき基準を基に厚生労働省令と同様の内容で制定するものでございます。この条例は、子ども・子育て支援法の制定により平成27年度から子ども・子育てに関する支援新制度がスタートすることに伴い、幼児に対する保育に関する設備及運営基準を定めるものでございます。また、この条例で使用する家庭的保育事業等とは、地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業所が行う家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業をいいます。

内容について目次により説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第49号 月形町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第49号 月形町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、児童福祉法第34条の8第2項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があり、この条例の内容については、平成26年4月30日付け厚生労働省令第63号に規定する従う基準参酌すべき基準を基に厚生労働省令と同様の内容で制定するものでございます。また、この条例で使用する放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であってその保護者が労働等により昼間家庭に居ない者に授業の終了後に児童福祉施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業のことをいいます。

内容について議案書により説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今回制定された条例ですが、月形町においては学童保育所「きららクラブ」がこれに該当する事業になると思いますが、今まで放課後児童クラブなどの全国的な基準はあまりなかったように思うのですが、今回この条例が制定され基準ができた上で、現在ある「きららクラブ」の運営で変更しなければならないあるいは問題点などはないのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 面積基準に関しても現在実施している施設につきましても、十分な面積を確保しておりますし、指導員につきましても現在嘱託指導員2名、臨時指導員4名ということで、職員配置についても問題あり

ませんので、特に変更する部分についてはないと考えています。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第51号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程14番 議案第51号 月形町指定介護予防支援等の事業人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、介護保険法第115条の24第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援等の事業に関しての人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定める必要があり、この条例の内容については、平成25年9月13日付け厚生労働省令第105号に規定する従う基準参酌すべき基準を基に一部を除き厚生労働省令と同様の内容で条例を制定するものでございます。月形町の独自基準としては、第3条に指定介護予防支援事業者から暴力団及び暴力団関係者を排除する規定、第31条に介護予防サービスの提供記録の保存期間を2年から5年に延長する規定を設けております。この条例は、昨年度地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法令の制定により介護保険法の一部が改正され、従

来は政令で規定されていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めなければならなくなったことによる条例の制定でございます。法律の施行日は平成26年4月1日ではありますが、施行から1年間は条例が制定されるまで省令の基準を条例で定める基準とみなす規定がございます。また、この条例で使用する介護予防支援とは、居宅の要支援者が介護予防サービスを利用できるよう地域包括支援センター職員が利用者の希望を勘案し、定める介護予防サービス計画に基づき、サービス提供が確保されるよう事業者と連携調整その他の便宜の提供を行うこととされております。

内容について目次により説明する。

(平田議員 午後 1時53分退席)

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第52号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程15番 議案第52号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

(平田議員 午後 1時57分入室)

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、介護保険法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員等に関する基準を条例で定める必要があり、この条例の内容については、平成25年9月13日付け厚生労働省令第105号に基づき、介護保険法施行規則が一部改正され、同規則に規定従

う基準参酌すべき基準を基に、同施行規則と同様の内容で制定するものでございます。主な制定内容を申し上げますと、第1条は、趣旨に関する規定、介護保険法の規定に基づき基準を定めることを規定、第2条は、基本方針、地域包括支援センターは職員が包括的支援事業を実施することにより、被保険者が住み慣れた地域において自立した日常生活を送れるようにしなければならないことを規定、第3条は、職員に対する規定を定めており第1号被保険者の数に対しての職員の人員配置を規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 地域包括支援センターの職員の配置基準ですが、月形町の場合はどの基準が当てはまるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 議案書166ページ、被保険者の数が平成25年度末で1,257人なので、おおむね1,000人以上2,000人未満の人員の配置基準になることから、2人ということです。現在月形町では保健師と介護支援専門員がおり、介護支援専門員につきましては、本年度主任介護支援専門員の研修を受講する予定となっております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第53号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程16番 議案第53号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
改正の要旨を申し上げますと、札比内にある教職員住宅1棟を町営住宅に移管することとしたため、条例を改正するものでございます。改正の内容として、別表第1札比内団地の項に平成8年度建設の住宅、木造平屋建、3LDK、1戸を加えるものでございます。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- ◎ 日程17番 議案第54号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 笹木 英二 日程17番 議案第54号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
改正の要旨を申し上げますと、昨年9月の定例町議会時の全員協議会において報告させていただきました月形町立病院の婦人科について専門医が昨年11月末で辞めて以来、休診とさせていただいていましたが、婦人科専門医師の確保が困難な状況から、今回町立病院の診療科目である婦人科を廃科といたしたく、改正をお願いするものでございます。改正の内容として、本条例第3条第2項中第3号の婦人科を削り、第4号以下の号を繰り上げるものでございます。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

○ 議長 笹木 英二 日程18番 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

変更の要旨を申し上げますと、根室北部廃棄物処理広域連合が北海道市町村職員退職手当組合に加入申請があり、それによって規約の変更が必要となるため、地方自治法の規定により関係市町村と協議を行い、同法の規定により関係団体の議会の議決が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」に「根室北部廃棄物処理広域連合」を加えるものでございます。根室北部廃棄物広域連合は、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町が、共同可燃ごみ等処理施設及び共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するための広域連合でございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり可決することにした



と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 19 番 議案第 56 号 団体営土地改良事業の施行について

- 議長 笹木 英二 日程 19 番 議案第 56 号 団体営土地改良事業の施行についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

これにつきましては、国営かんがい排水事業樺戸（二期）地区によって造成された施設の徳富ダム及び附帯の注水工にかかる土地改良事業の徳富ダム地区基幹水利施設管理事業を施行するに当たり、土地改良法の規定のより議会の議決を求めるものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 2 時 8 分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2 時 12 分再開）

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 資料について、議員に配布されていなかったことを深くお詫び申し上げます。

別紙の議案第 56 号資料 土地改良（徳富ダム地区維持管理）事業計画概要書により説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程 20 番 議案第 57 号 団体営土地改良事業の事務の委託について

- 議長 笹木 英二 日程 20 番 議案第 57 号 団体営土地改良事業の事務の委託についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 57 号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 21 番 同意案第 4 号 月形町教育委員会委員の任命について

- 議長 笹木 英二 日程 21 番 同意案第 4 号 月形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 町長

- 町長 櫻庭 誠二 同意案第 4 号 月形町教育委員会委員の任命について、次の者を月形町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町 1011 番地 271、氏名、豊田揺子氏、昭和 43 年 2 月 5 日生まれ、本日の提出です。なお豊田氏につきましては、2 期目となり任期は本年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。どうぞ宜しくご同意をお願いする次第であります。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ **議員 宮下 裕美子** 今回、教育委員の任命について豊田揺子氏が推薦されたわけですが、実は色々なことを調べていくうちに豊田氏を推薦している町側の考えをきちんと聞きたいと思いましたので、質疑させていただきます。つい先日行われた教育委員の選任で斎藤氏の時の説明で、委託業務を行っている業者の取締役など代表権がある人以外は、教育委員に任命しても問題ないと聞きましたので、その点は十分に了解しています。教育委員になれない欠格要項として地方自治法第180条の5第7項、6項及び地方教育行政組織運営に関する法律第4条第2項の欠格条項に該当しないので、豊田氏が教育委員につくことはできると考えていますが、実際に豊田氏が教育委員になった場合、教育委員会が関係する法律、地方教育行政組織及び運営に関する法律（会議）第13条の5に除斥に関することが書かれています。条文を読み上げます。「教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と書かれており、豊田氏の場合、今回、教育委員会が直接、平成28年4月から認定こども園を開設するにあたって、認定こども園の所管は教育委員会になるわけです。また、今回委託については、教育委員会が中心になり準備作業を進める中で、直接、教育委員会と関係するところに業務があたると考えるわけですが、それをどのように判断しているのか、お伺いします。

○ **議長 笹木 英二 町長**

○ **町長 櫻庭 誠二** 今後における認定こども園が出来上がってからの所管については、保健福祉課が担当課になりますので、教育委員会ではないということで、一つにはあたっていないところであります。準備段階で教育委員会、保健福祉課でやっていますが、これらの案件業務が教育委員の会議にかかる会議ではないので、そのことは了解いただきたいと思います。

○ **議長 笹木 英二 宮下裕美子君**

○ **議員 宮下 裕美子** しかし、教育委員会が今年の執行方針で幼児教育または認定こども園に向けたことに関して教育行政執行方針の中で語らせませすという文言があり、教育委員会の管轄事項に少なからずとも触れるのではないかと考えます。あるいは、ここに書かれている教育委員会の委員は従事する業務に直接の利害関係がある事件ということで、直接的利害関係が重要になると思いますが、今回委託されている事業で保育事業が準備段階で十分に事業全体の委託は札親会の保育事業で行っているわけです。そうすると委託の本体は札親会が受けており、豊田氏は札親会の代表者ではないと言われますが、業務そのものを担当している本人になるわけです。代表権はないとしても豊田氏の場合

合、一般的な町の行事に参加あるいは招待されるときは、花の里保育園の園長としての肩書で花の里保育園を代表する者として出席しています。直接保育業務を担っていることに対して監督する側の教育委員会が全てではないとしても、教育委員会と保健福祉課が共に監督する立場になる人と実際の業務を運用する立場になる人が同一人物となることに対して、教育行政の公平さあるいは行政の透明性の観点から、少し疑念を感じざるを得ないのですが、そこはどのように考えているのでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 監督行政の監督官と監督される側の人間が同一ではないかということですが、先ほども申し上げましたように今後の所管については保健福祉課が担当するというので、教育委員会は一切関係がないわけでありますので、そのことをご理解いただきたいと思います。ですから今、宮下議員が言われる指摘については、全く当たらないというのが事実であります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 認可保育園が保健福祉課の所管であって、また平成28年の認定こども園についても所管は保健福祉課ということですが、幼児教育の分類に関して言えば現状では教育委員会が担当しているのではないですか。今、委託事業をかけている委託そのものに関していうと、教育委員会も含めて花の里保育園が主になって今回の認定こども園開設に向けた準備を行う。以前の臨時会で予算付けのときに花の里保育園側に臨時保育士2名を雇って云々という人件費を計上するということなので予算を付けている経緯があるわけです。それを含めて考えると、予算を付けている側とそれを執行している側で同じ監督するところで同一となると考えますが、いかがですか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 準備段階における契約者は札親会で花の里保育園ではないので、そのことをしっかり理解していただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 契約者が札親会ということで、私が言いたいのはそういうことではないのです。契約的な秩序で教育委員になりうるかという欠格要項には当たらないということで、十分に分かっていますけれども、実際の業務そのものが豊田氏の業務と関連しているわけです。そうすると教育委員会はその事件を話し合う場合には除斥の対象になって、そうなれば3人しかいない教育委員会の中で、2人の教育委員が審議するあるいは除斥に当たらないまでも実際に運営する側の直接的に一般には代表者と見られている方が、担当することに対して町民から疑念が抱かれないのかということに対して思うわけです。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 今回のことにつきましては、教育委員会いわゆる3人でやれる教育委員の会議での議題対象になっていないことをご理解いただきたいと思っております。今までにおいても予算に関わるものについては、3人である教育委員の中ではその対象にしていけないということをご理解していただきたいということで、今回についても全く疑念がないということで提案させてもらっているところでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 当初予算で認定こども園開設準備事業については、教育委員会が担当して予算計上しています。準備委員会の予算計上は教育委員会から説明されているわけで、それは教育委員会が予算について全く関係していないということですか。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 教育予算については、3で行われる教育委員の会議には提案しておりません。教育委員会としての予算交渉その他については、私たち町長部局として教育委員会事務局でやることで、教育委員会の予算審議の対象になっていませんので、そのことを言っているのです。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時30分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 2時37分再開)
  
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 今回の議論を聞いていると今回の人事案件の趣旨からずれている気がします。一つは先ほど町長も言っていた除斥という規定がなぜあるのかということで、それは利害関係の生ずるような案件が議題に上がることを想定しているからです。それなら除斥の規定をいかに利害関係が直接影響しないように運営するかということが問題で、1点、教育長に伺いたいのは、今の議論の中では言われていませんけれども、幼児教育問題が教育委員会で議題にならないわけではないし、認定こども園ができたとしても教育委員会で認定こども園の議題が出てくるのは当然であると思うし、そこに万が一利害に係わるような案件が出たときに、適切に除斥の規定を利用するかということ、しっかり取り組んでいけば問題ないと思うので、その考え方について教育長に伺いたいと思います。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 幼児教育については、教育委員会だけが担うものではないと思っております。子ども・子育て支援の関係からいってみんなで幼児教育を担って行ってであると思っております。楠議員からの除斥の規定があってそれを使ってということであれば、そのようにしたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 それは適切にやっていただきたいと思えます。3人の委員が2人になって議論の中身がどうなるのかという心配もありますが、それは教育委員会の機能が損なわれないよう十分な議論をお願いしたい。先ほど本筋からはずれていると言ったのは、先ほど色々な話の中で議員も係わりある部分があるのではないかとということで、確かにそうです。3,700名の小さな町で町政に係わるものすべからく何ら利害を持たないかたちでの役職は不可能であると思えます。まして全く利害に関わらないような町政に係わっていない人が、町政に対して何らかの役職を担うことは、これも考えづらいわけで、そんなことになったら町政が停滞するのは当たり前ですから、これについては、個人的な利益を優先するようなことに対しては、周りが厳しく監視して行かなければならないことは当然であると思えます。そういう意味で、町長に聞きたいのは確かに指定管理受ける側の現場の管理者である園長が教育委員になっていることが必ずしもベターではないということはあるかもしれません。しかし、それにもまして豊田さんを教育委員として選任する意味、なぜ彼女でなければいけないのかということをしっかり説明していただきたいと思えます。そういうある種のベターではない部分を超えて、豊田氏をあえてここで推薦して同意を得なければならないという積極的な意味を、きちんと説明していただければ、理解したいと思えます。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 豊田さんでなければならないということで、彼女のどこが良くて提案しているということではないですが、すでに皆さんご承知のとおり4年間教育委員としてやっており、その経験がこれからの4年間というのは、より活躍の4年間があるだろうと理解します。より現場も知っている、家庭的な状況を考えたときに、あれだけの子どもを育ててやっているという意味では、これから少子化の流れの中で彼女の意見は今後の教育に生きていくだろうと考えて提案させていただいているところであります。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議員 宮下裕美子 議長。もうしわけありません。もう一点だけ

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君、1問につき1回だけ許します。
- 町長 櫻庭 誠二 この議案に対して、1回の質問ではないのですか。このことに対して何度も切り口を変えてやるというのは、議会の運営上のシステムとしておかしくですか。
- 議員 宮下 裕美子 議長の判断で運営している。
- 議長 笹木 英二 これは今までのやり取りの中で途中で切るわけにもいかないし、ある程度は両者が少しでも了解をえられるようなやり取りをしていただきたいと思います。切ってもよいですが、大事な問題なのでそういうわけにいかないと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君。最後です。
- 議員 宮下 裕美子 先ほど楠議員から除斥をうまく使うことによって幼児教育についても対応できる可能性があるということを聞いて、そのように思うのですが、例えば豊田氏が委員になってそれが除斥の対象になるか別にしても、3人いる委員のうち1人が除斥の対象になったときは、教育長と教育委員長の2人だけの審議となるわけです。基本的に教育長は事務局方として提案する側ですし、教育委員長は全体を統括するわけで、それら全体をある程度把握しながら審議に向かうということになるわけで、3人の委員の1人が抜けた状態で教育長と教育委員長の2人の構成で、教育委員会の話し合いが十分に可能になるのでしょうか。通常、教育委員会は5人で一般的には行われていたのですが、条項が変わって町村によって条例で3人まで減らすことができるという条項で、うちの町は3人という選択肢をしたわけです。3人になるということは、除斥したら話し合いが十分にできないからこそ3人が全ての議案審議にしなければ、根本的な議論ができないのではないかと思います。実際、委員の1人が抜けて教育長と教育委員長の2人の審議だけというのは、システム的に可能なのか、どのように考えているのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 いかにも豊田氏がなれば3人の教育委員の会議が2人で行われることが常勤的にあるような発言をされているわけですが、個人の利益に関わるころの話をつつもやるということは、到底考えられないことであると思います。何十回やったら1回あるかもしれないという中で、それをあたかも常勤されているような話しぶりはやめてほしいと感じております。議員の皆さんの中でも土木建設をやっておられる方もいますし、入札をやるので予算の段階で入札権の中では誰がなるか分からないから除斥対象になっていないわけです。そういうことってたくさんあるじゃないですか。そこを理解してほしいと思っております。あまりにも認定こども園そしてそれがいわゆる札親会

そしてその関連として豊田氏という構図で物を言い過ぎている気がします。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 仮にそういう状況になったとしても、その前段で他の人の意見を持ってということ、例えば有識者である校長など町の色々な人の意見を持ってきてテーブルに乗せて協議することは可能なので、私と教育委員長が1対1で協議するのではなく、他の意見も用意して教育委員の会議を開くことは可能であると思います。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 教育委員の任命について、こんなにもめた事は初めてで、今までは理事者が相談してくれたが今回は何もない。理事者が推薦しているのだから間違いない人であると思って信頼していたけれど、指摘されるような人を同意するわけにはいかないと思います。本人にも悪いしこんなことは初めてです。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 平田議員の言われる指摘という部分では、全く指摘に当たらないと言っておりますので、そこだけは理解してください。
- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 好ましくないという意見があるのだから、そういう人を決めても後に悔いを残すことになるし、この際、結論として公平な目を見て投票で決めるしかないと思います。
- 議長 笹木 英二 質疑はこれで終了いたします。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 この人事案件の同意案に対して反対の立場で討論したいと思います。今までの質疑で認定こども園に関して所管が保健福祉課に移行するというので、教育委員会は直接その業務に当たらないとことでしたが、現実的に幼児教育の分類では教育委員会が担っていますし、認定こども園開設に至っては先ほど教育長も言ったように保健福祉課だけが担当するわけではなく教育委員会も含めて広範囲に審議、支援する場になると思います。それで認定こども園開設については、今準備は始まったばかりでこれから様々な法的な手続きや設備のものその他色々進めて行かなければならない行政的にも非常に重要な点ですし、様々な方面に配慮し公平公正さを十分に担保しなければならない、法的に豊田氏が適格かどうかということではなく、



一般的に町民からみても教育行政が担っている幼児教育の監督部分と実際に運営している本人との業務関係が監督する側と運営する側が一体的に見えないかどうかという疑念をされるのであれば、この際3人しかいない教育委員の1人としてあえて豊田氏ということではなく、別の人そして除斥事項に当たらない3人で十分に話し合いができる状況で、教育委員会の審議をしていただきたい。先ほど町長が様々な疑念を持たれかねない状況でも豊田氏を選ぶ理由について述べていただきましたが、私としてはそのように言われるのであれば、もっと他に適格者もいるのではないかと考えますので、今回の同意案に対しては反対いたします。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時51分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 2時52分再開)
  
- 議長 笹木 英二 ただ今同意案第4号 月形町教育委員会委員の任命についての反対討論がありました。次に原案に賛成の討論があれば許します。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 今回の同意案については、教育委員会の業務の中で、幼児教育の認定こども園の業務がどれくらいあるのか、詳しく分かりませんが、それが肥大化されて議論になっているのではないかという気がしております。私自身も豊田氏の人格や見識、経験はうちの町にとって貴重であると思いますから、教育委員に相応しいのではないかと考えています。ただし宮下議員の言われるように当事者であることが引っかかるけれども、教育委員会の教育行政はもっと幅広く、学校教育、社会教育もありますので、彼女の見識を活用していただければいいので、除斥について言いましたが利害関係で引っかかることがあれば、除斥で疑念を持たれない透明な運営をしていただきたい。もう一つは、札幌会も一般営利企業と違って、私も社会福祉法人に係わっていますが、社会福祉法人は公益的な団体ですから、私的な利害が絡んで何かいかがわしいことが起きることはほとんど考えられないので、一部にはそのようなことがあります。それは周りがきちんと監視していけば問題ないと思いますので、豊田氏の見識、経験を教育行政にしっかり生かしてもらいたいということで賛成いたします。
- 議長 笹木 英二 ただ今楠議員から賛成討論がありました。他に討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

これから同意案第4号 月形町教育委員会委員の任命については、起立採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 無記名投票を希望します。
- 議長 笹木 英二 ただ今宮下議員から無記名投票という発言がありました。これについて賛同される議員はおられますか。
- 議長 笹木 英二 平田文義君
- 議員 平田 文義 無記名投票でお願いします。
- 議長 笹木 英二 所定の賛同者がありましたので動議は成立いたしました。本動議のとおり無記名投票にすることに異議ございませんか。
- 議長 笹木 英二 堀 広一君
- 議員 堀 広一 異議あります。無記名投票ということは、今まで月形町議会で行ってきたかどうかはわかりませんが、私の中ではありませんし、議員という責任で、議決などを行う場合、無記名で投票してそれで賛否を問うというのは、納得がいかない。議員であるからには、自分の意思をはっきり明確にするべきである。名前が明らかになったからどうこうということは、この場にはふさわしくないということで、起立採決を望みます。
- 議長 笹木 英二 鳥潟真二君
- 議員 鳥潟 真二 所定の同意者が出たので、後は議長の判断になるかと思えますけれども、私もこの同意案に関しては随分議論が交わされましたし、その部分は十分に済んでいると思います。ですから採決についてはこれまで同様起立採決で結構であると思います。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時56分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 2時57分再開)
  
- 議長 笹木 英二 本動議のとおり採決の方法を無記名投票に賛成の方は、挙手願います。少数です。挙手少数でありますので、起立採決といたしたいと思えます。
  
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時58分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 2時59分再開)
  
- 議長 笹木 英二 本案の採決は起立で行いたいと思います。同意案第4

号 月形町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は、ご起立願います。(起立7名、不起立2名)

- 議長 笹木 英二 起立多数です。よって同意案第4号は、原案のとおり同意されました。

◎ 日程22番 同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命について

- 議長 笹木 英二 日程22番 同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

教育長の退席を求めます。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 3時00分休憩)  
(教育長 午後 3時00分退席)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 3時 1分再開)

- 議長 笹木 英二 提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 町長。

- 町長 櫻庭 誠二 同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命について、次の者を月形町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町1068番地、氏名、松山 徹氏、昭和29年7月24日生まれ、本日の提出です。

なお松山氏につきましては、3期目となり任期は本年11月9日から平成30年11月8日までの4年間であります。どうぞ宜しくご同意をお願いいたします。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下 裕美子 今、町長は松山氏の推薦理由について詳しい理由を説明しなかったわけですが、松山氏が3期目ということで、推薦するにあたって、詳しい理由をお伺いします。

- 議長 笹木 英二 町長

- 町長 櫻庭 誠二 詳しい理由とは何をして詳しいというのかよく分かりませんが、月形高校の今年の入学者が60数名になっている状況では、いわゆる札幌市内を含めて16校の中学校から入学者が来ている状況を含め

たときに、これは松山教育長がしっかり月形高校の存続について活動してくれていることが一つにあると思います。英語検定準2級について、去年は3年生、今年は中学2年生が合格するという2年連続の状況がありました。そのうちの2人については兄弟でしたが、そのお母さんが海外旅行に行ってきたときに他の地域から来ていた人たちが、「英語塾があるわけでもない中学校しかない状況で準2級を中学生のうちに取るとことは、すごいことである。」という評価をしてくださいました。「私の子どもが月形町にいてこの小学校・中学校の教育環境がとても嬉しいです。」という話をしてくださっておりました。このことも含めて今、教育長がしっかり月形町の教育に頑張っているその実績がでてきた時期にあると思っています。そういう意味を持って3期目の推薦をしたところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 もう1点お伺いしたいのですが、町長としては、月形町の教育についてどういうかたちを目指されているのか。教育委員を推薦して教育委員が実際に教育委員会を運営しながら月形町の教育をかたちづけていくわけですが、そのことから人選する段階で月形町の教育として目指すべきものあるいはイメージがあると思いますが、そこをお伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 月形町という町が3,600人台になって、極めて町民の皆様そして行政機関との距離間については、近い状況にあると思っております。今、小中学校の子どもたちの数が減って、その中の教育でいわゆる人が評価する状況で、うちの教育というのは間違っているのか、私は絶対に間違っていないと思っております。一人ひとりが輝いている状況というのは、極めて重要なことであると感じております。月形町の子どもたちがかつては月形高校の過半を占めておりましたが、現在は4分の1程度しかいない状況であります。月形高校の中にあっても月形町の子どもたちの人間性そのものが、先ほども言った16校から集まってくる子どもたちの中心的な役割を担っていくという意味では、月形町の子どもたちが素直にしっかり光り輝いていく状況をして、教育の大きさは何だと言われたら、人間性をしっかりつくり上げていくことが教育であると考えております。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

○ 議長 笹木 英二 次に討論を行います。討論ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 この同意案に対して反対の立場で討論させていただ

きます。先ほど町長から月形町の教育の現状についていただきましたが、これまでの一般質問や各種質疑の合間に松山氏の教育の方向性や教育行政に係わる質問をしてきました。その中で松山氏の答弁からは基本的な考え方として教育行政は、文部科学省がありその下に都道府県教育委員会がありその下に市町村教育委員会があり、学校がある縦の流れが基本的である。そして市町村教育委員会は何をするのかという、都道府県教育委員会からきたものを実行、指導、監督するという方向性を示してくださいました。しかし、2000年に地方分権改革があり、基礎自治体の教育委員会は、都道府県教育委員会と同等の立場になり、独自に地域特性あった特色ある教育の推進が求められるようになったわけです。やはり、月形町として独自にどのようなことができるのか、事務職として常勤の教育長という立場にある人は、他の教育委員と比べても、より一層、考え新たな発想も含めて取り組んでいく必要があると考えます。しかし、その部分において残念ながらその部分が感じられなかった。今までどおり上位下達の教育では子どもたちののびやかな成長は望めないのではないかと。今、町長が色々と言われたことにおいては、一人ひとりが輝いていることももちろん月形の子どもの基礎的な力が高いと思いますし、地域の力もあると思いますが、それをもっと引き出すためにも教育がもっと地域に根差し、より一層、高みを目指すべきではないかと考えます。それから、今まで地域に開かれた学校あるいは教育委員会の業務として地域に開かれた学校・学校施設の管理あるいは教育情報の公開なども含まれていますが、最近小中学校に行っている状況では、地域に開かれた学校という印象が少し薄くて、自分の子どもが通っている頃に比べれば、どちらかと言えば閉鎖的な状況になっていると感じます。学校施設の管理については、来週の一般質問で取り上げますが、十分な整備がなされていないところが見受けられます。それから、教育情報の公開で言えば、全国学力テストの結果がこの前新聞で報道されています。月形町の取り上げ方に関しては、一切、公開しないと載っていたわけです。以前、渡部教育長がやっていたときは、議員に対しても全国学力テストの動向などを踏まえて、月形の教育の位置それから昨年に比べてどのように改善されたかなど、教育行政全般の情報が公開されていましたが、今は残念ながらそのようなことを知る機会はほとんどありません。ですから公開に関しても後ろ向きになっているのではないかと。もう1点は、幼児教育に関してですが、大谷幼稚園閉園までに町民から相談業務を受け、相談やそれぞれ閉園まで色々な経緯があったわけですが、これらの対応に対しても常勤の事務方のトップとしてもう少しできることがあったのではないかと考えます。幼児教育に関しては、教育全般からすればもちろん小さいことですが、しかし、町民との信頼関係においては、非常に重要な場面ではなかったのかと考えます。細かなことはたくさんあ

りますけれども、教育委員はやはり教育的模範となる行動が求められています  
が、細かなことも含めて必ずしもそれが十分ではない。例えば信号が赤でも渡  
ってしまうなど色々なことを住民から聞きます。その中でやはり今回、松山氏  
の教育委員の同意案に対して反対の立場を表明したいと思います。

○ 議長 笹木 英二 ただ今同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命に  
ついての反対討論がありました。次に原案に賛成の討論があれば許します。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 ここでどうしても言わなければならないことは、同意  
案ですので、人事権は首長にありますので、人事権に議会が介入することは慎  
重にならなければならないと思います。宮下議員の反対理由を聞くと教育長に  
対する人物評価が主であったと思いますが、それについては色々な意見がある  
と思うしやむを得ないと思いますが、やはり、首長は人事権をフルに活用して  
自分の目指す行政をやっていくのが首長の仕事ですので、それに対して議会が  
それに介入して制限することになれば、半面、議会に対して首長が思いどおり  
の執行ができなかったということに対して、どのように追及していけるのかと  
いうことが出てくると思います。首長が私の思いどおりの人事権でやらせても  
らえなかったから教育行政がうまく行かなかったとなった場合、議会はどのよ  
うに対応したらいいのか、難しい問題であると思います。よほど不適格という  
ことが明らかな場合、歯止めをかけることが議会の役目であると思います。い  
たずらに人物評価にまで踏み込んで、人事案件に対して首長の人事権に制約を  
かけることは望ましくないと思います。松山教育長に対する人物評価について  
言いたいことは山ほどありますが、この場では申し上げません。そのような理  
由で賛成したいと思います。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 3時14分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時17分再開)

○ 議長 笹木 英二 ただ今楠議員から賛成討論がありました。他に討論ご  
ざいませんか。(「討論なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたし  
ます。

これから同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命について、起立採決  
を行いたいと思います。よろしいですか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって起立採決を行います。

同意案第5号 月形町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意

することに賛成の方は、ご起立願います。(起立8名、不起立1名)

○ 議長 笹木 英二 起立多数です。よって同意案第5号は、原案のとおり同意されました。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 3時18分休憩)  
(教育長 午後 3時18分入室)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 3時30分再開)

◎ 日程23番 報告第3号 平成25年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について

○ 議長 笹木 英二 日程23番 報告第3号 平成25年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

○ 議長 笹木 英二 以上で報告第3号は、報告済みといたします。

◎ 日程24番 報告第4号 平成25年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について

○ 議長 笹木 英二 日程24番 報告第4号 平成25年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 3時32分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 3時33分再開)

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 報告書に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

報告書1ページから8ページについては、記載のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

I はじめに 趣旨については、記載のとおりであります。

II 平成25年度主な取組、点検及び評価 1 学校教育の推進ですが、(1)学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施については、とにかく指導内容の漏れや落ちがないよう教育委員会として指導・助言するとともに、北海道教育庁空知教育局の指導による進行管理も含めて、各学校の教育課程は適正に実施されております。特に、基礎的・基本的な知識・技能、さらにこれらを用いて課題を解決する思考力や判断力などを身に付けるために、ティーム・ティーチングや一斉指導における個への配慮などということで、学ぶ意欲を高める指導に努めています。(2)学力の向上については、全国学力・学習状況調査については、25年度の学習状況結果では、小学校、国語の基礎・基本と応用については、全道平均より少し下回り、算数の基礎・基本と応用については、全道平均と同等の結果であります。また、中学校では国語の基礎・基本と応用については、全道平均より少し上回り、数学の基礎・基本と応用ともに全国平均を大きく上回っております。対象が小学校6年生、中学校3年生の学力・学習状況調査ですから、月形町の傾向として小学校6年生段階で全道平均並みであるとここ数年捉えております。それが中学校3年生になると高くなるということで、学年が進むにつれて学力が高まっている傾向が捉えられるかと思っております。また、生活状況調査では、全国・全道平均に比べ、家庭学習をしている割合や地域の行事に参加している割合が高い反面、自分にはよいところがあると考えている子どもの割合や将来の夢や目標を持っている割合が低く表れているという結果が出ておりますが、このところは奥ゆかしいというか、自分が自分を評価していると捉えている部分もあるかと思っておりますので、一概に自尊感情の部分ですから、だからダメであるということはないと思っております。(3)心の教育については、すべての教育活動を通じて進める道徳教育とそれらを補充・深化・統合するという意味で道徳の時間があります。そんな意味合いで道徳教育につきましては、関連して稲作体験や人権の花運動、町内行事での吹奏楽演奏、リングブルやペットボトルのキャップ回収等のボランティアや体験活動に取り組んでおります。25年度も24年度から引き続き道教委による指定事業を受けてということで、ここに成果的なことを記載しております。いじめについては、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けて、日常での指導はもとより、中学校のいじめゼロ宣言や子ども独自のアンケート、みんなの広場、人権擁護委員会との連携によるいじめSOSミニレターなど、全校体制での取り組みを進めるとともに、岩見沢警察署との連携による薬物乱用防止教室、議会から指摘のあった情報モラルということで岩見沢警察署と連



携による情報モラル教室、インターネットの負の部分の教室もやってほしいということで、お願いして取り組んでおります。(4) 特別支援教育については、記載のとおりであります。(5) 信頼される学校づくりについても記載のとおりですが、最後のところに危機管理意識を高めるためにということで、教育振興協会を拠点とした研修活動に取り組んだり、指定事業を受けたり、月形町独自の救命救急講習会の参加ということで、先生方の意識を高めるように努めております。(6) 学校教育環境の整備については、記載のとおりであります。

(7) 月形高校の存続については、25年度も町・町議会のおかげもあり2間口が確保できる生徒が入学しております。振興協議会による助成制度や月形高校の実績であることは、誰もが等しく認めるところであります。地元の子どもがご承知のとおり減っていること又は近隣の子どもたちも卒業生が少なくなっていることから、月形高校へ進学する生徒を集めるためには、いかに公共交通機関を利用した子どもたちを多く集めるかということが、やはり、課題ではないかと思っております。今後とも、町理事者、町議会、町教育員会及び月形高校が連携を図りながら、月形高校の振興や月形高校への進学に向けた取組を進めることが大切であると捉えております。

## 2 社会教育の推進

(1) 青少年教育については、記載のとおりであります。(2) 成人教育については、平成26年の月形町成人式は、月形町交流センター「つき・あえ〜る」で実施しました。出席された28名の新成人の多くは町外に在住しており、故郷での式典参加を希望する、いわば「同窓会」という雰囲気で開催しております。中学校時の担任教師には、式典から祝賀会まで同席してもらい、祝賀会のスライドショーでは中学校時代を振り返りながら当時の思い出を懐かしむ様子でした。また列席した保護者から成人となった子どもたちへ「合唱」のプレゼントの演出もあり、会場が一体となってお祝いする雰囲気が印象的でした。「生涯学習講座」については、記載のとおりですが、工夫した点として平成24年度までは町外からの講師を招いての講座が多かったのですが、平成25年度は、町職員や英語指導助手、町内の福祉施設職員に講師を依頼するなどして対応しました。また曜日や時間帯も工夫しながら開催しました。「ふれあい大学」については、記載のとおりであります。(3) 体育活動については、2年目となった「つきがた健康づくり・体力づくり推進事業」では、体力測定や健康づくり講話、健康教室等を開催しました。ご承知のとおり北翔大学生涯スポーツ学部の協力を得て、身体の運動機能や筋力の維持などをはじめ、介護予防に役立つ運動等の指導をもらい、健康への知識や関心を高めるきっかけをつくることができました。北翔大学とはこれまでの事業協力から発展し、平成26年1月10日に包括的連携協定を締結しております。この連携協定をもとに事業の充実を図っていきたいと考えております。「行政区対抗ソフトボール大会」や「行政

区ミニバレーボール大会」は、記載のとおりであります。「町民歩け歩け大会」は、約120名の参加で無事に好評を得て終了することができました。「子ども会親睦ミニバレーボール大会」、「第11回町民ドッチビー大会」については、記載のとおりであります。(4)文化・図書活動については、「芸術鑑賞会」は、各年代に分けて実施しております。演目も各学校等と連携を図って子どもたちのニーズに沿った演目を選定しております。今年度も色々と子どもたちの想像力、思考力、コミュニケーション能力を養う場としての演目で実施しております。芸術鑑賞会は、例年通り記載のとおりであります。道文化財団主催の「金子竜太郎・和太鼓コンサート」、「スーパーコーラスグループ・スピリッツ in 月形」は、記載のとおりであります。「町民文化祭」は、実行委員会主催により10月25日から27日の3日間、多目的研修センターで開催しました。文化連盟を中心とした運営スタッフが限られているため、運営方法を見直し、作品出展者や関係団体の協力を得ながら開催する必要があると思っております。「古本市」、「読書感想文コンクール」、移動図書は、記載のとおりであります。(5)地域の教育活動支援については、例年どおり協力していただいているということで、記載のとおりであります。(6)施設の活用については、図書館については、日曜開館は月1回程度ですが、実施したことで前年度と比較して貸出冊数が増加しております。今後も充実した読書環境として地域住民の利用ということを考え、またコミュニティの場として役割を果たす必要があると考えております。総合体育館、温水プール等については、記載のとおりであります。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮元哲夫君
- 議員 宮元 哲夫 教育長に質問いたします。ただ今の評価に関する報告書については、各項目きめ細かに評価しているようですが、Ⅱ 平成25年度主な取組、点検及び評価 1 学校教育の推進 (2)学力の向上についてですが、学力・学習状況調査では、小学校、国語の基礎・基本と応用については、全道平均より少し下回り、中学校では、国語の基礎・基本と応用については、全道平均より少し上回りという表現でなく、バシッと数字で表現はできないものでしょうか。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 現在の実施要項が過度な競争を生じる、序列化につながらないように十分配慮するという記載があり、多くの市町村ではこのようなかたちで25年度までは全道平均よりやや上・下ということで、具体的な平均正答率を数値にすると確かに分かり易いという声はありますが、それを数値

にすると179市町村が全部公表することにより、北海道179の序列ができるのではないだろうかということで、元々対象教科は算数・数学・国語の2教科であって、あくまでも学力の一側面であるということ踏まえたときに、場合によって他町との子どもの比較ということが出てくる、1町1校と言いますが一つの小学校・中学校の町村においては、数がかかなり少なくなっているので色々なことが想定されるということで、25年度まではこの記載の要項のとおりになっております。なお、26年度以降は、少し要項が変わるということで、まだ結論は出ていませんが、道教委もスタンスを示していないですが、宮元議員が申されたような具体的な点数の公表はできないだろうかということで、うちの教育委員会というより北海道教育委員会としての立ち位置として検討しているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮元哲夫君

○ 議員 宮元 哲夫 私の思い違いかもしれませんが、国が今年全国学力テスト結果を都道府県別で発表しましたが、それは明確に点数で出ていると思いますが、今言われた教育長の答弁は、道の教育委員会でそういう表現で評価しなさいということで、指導されているのですか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 都道府県別の公表は、国で都道府県まで公表しております。これは国の責任でやっております。国で公表しているからそれが報道等で国は北海道1番、青森県2番という出し方をしていると言いますが、実際は報道機関とで1位・2位・3位の順番で序列で載って、北海道が低い・高いということになっております。2つ目の公表の仕方については、それぞれの町村で工夫してということで、なるべく生の数字が出ないようなかたち、先ほど申し上げたように子どもの絶対数が少ない状況になっている中でということで、それを十分に配慮してということで、そのような言い方が市町村の工夫でもあるし、また北海道でも管内別で載せた事もあるかなと思っております。

○ 議長 笹木 英二 宮元哲夫君

○ 議員 宮元 哲夫 ちょっと納得いかないけれども、個人的にどうこうというのであれば問題あると思いますが、素人判断では、学校、学年でどこの学校がこれぐらいのレベルであるということが分かれば、それを元にまた努力する甲斐ができるのではないかと思うのです。そして、公表の仕方も各町村に任せているということであれば、我々としては全道平均がなんぼで、我が校はどのレベルにいるのかということを表しても別に問題ないと感じるのですが、あくまでもそういう配慮からこのような表現をこれからも使っていくという考えですか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 宮元議員の言われることも一理あるかと思っ  
ています。ただ、これだけ子どもたちが少ない状況になって、一学  
年20人を切ったときに、個人が特定されたりすることを危惧して  
いるというのが現状でありますので、そこも横の情報という意  
味で他市町村の情報も集めながら検討して行きたいと考えてお  
ります。

○ 議長 笹木 英二 宮元哲夫君

○ 議員 宮元 哲夫 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、学力テストの話題が出たので、続い  
て質問したいのですが、今、具体的な新聞記事を持っていない  
のですが、全国学力テストの都道府県別の結果が公表された  
後、空知版で各自治体の対応ということで、それをどう公表す  
るかについて載っていたのですが、小・中学校が1校ない自治  
体も空知管内いくつかありますが、その中ですでに公表を決め  
ている所もあり、未定というかたちの所もあったのですが、月  
形町は完全に公表しないというかたちで載っていたのですが、  
今の答弁を聞いているとそれは市町村に任せるのではなく道  
教委の方針が云々というけれど、新聞記事を読めばすでに  
公表は市町村の教育委員会に判断を任せられて、その上、道  
新の記事によれば月形町は公表しないと判断したと書いてあ  
ったと思うのですが、それはどういうことですか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 道新の記事は、電話による取材でありまし  
た。私も数値による公表が取りざたされているので、数値によ  
る公表の取材であると思っており、月形町ではどの方向で考  
えていますかということで、うちでは公表しない方向で考  
えていると回答したわけでありまして。新聞記事の×は一切  
公表しない、○は今までどおり全道平均より上、下というこ  
と、◎は数値を出すという記載の記事であったと思います。  
月形だけが×、×になっていたということで、教育委員会  
として頭の中にはこの段階ですから数値による公表と言  
っているものと思って、それはしない方向で考  
えていますということで、現時点でしない方向で考  
えているということで回答したのが活字になったと思  
っております。ですから今の時点では少し前の新聞だ  
ったと思いますが、検討中であってということで、今、  
宮元議員からもご意見いただきましたので、26  
年度以降については、情報も集めて検討して行きたい  
と考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 電話取材は、みんな同じような聞き  
方でそれぞれの

自治体の教育委員会に問い合わせたあのようなになっていると思うので、月形だけが特別説明が不十分であったとは思えないので、そこはきちんとしたマスコミ対応をしないと、教育委員会独自で何かあえて発表している場があるわけではないので、特に学力テストに関しては1年前のことがやっと今になって結果が出てきているだけで、私たちのところにも知らされていない。先ほども少し触れましたが、以前の教育長であれば学力テストが終わった後に、町議会に対して現在の月形町の学力はこの程度です、こういう努力の成果としてこれだけ学校教育にお金を掛けた成果としてこれだけのことができましたというアピールが教育委員会側からあったので、報道されなくても先ほど言われた曖昧な表現で全体を表現していた中であっても、町の位置付け、教育効果というものを私たちは知ることができましたが、今は1年経ってやっとこのデータですし、先ほどの新聞報道について言えば×ということで、月形町は公開する意思がないと取られかねない、私もそのように思っていましたから、そこをきちんと対応していただきたいと思います。学力テストの文言でお伺いしたいのですが、小学校6年生、中学校3年生を対象としたというところに「例年の傾向として、学年が進むにつれ学力が高まっていることがうかがわれ、良好な経過であると捉えている。」と書いてありますが、私たちはデータをいただいているので、この傾向はどういう数値から出された傾向なのか、もう少し、詳しく説明いただきたい。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 先ほど少し説明させていただきましたが、小学校6年生段階ではここ何年か就任してから見ていると、全道平均とほぼ同等か全道平均よりやや劣る、やや高まるというかたちで表してきました。それが中学校3年生になってくると、全道平均よりずっと上、ここにも書いてありますが、「中学校では、国語の基礎・基本と応用については、全道平均より少し上回り、数学の基礎・基本と応用ともに全国平均を大きく上回っている。」という表現をして、ここの表現をここ何年間の推移してみて月形町の子どもたちは対象学年が2学年しかないのですが、小学校6年生と中学校3年生で中学校3年生になると確実に学力が伸びているから、良好な経過であると、これは逆の市町村もあると推測しておりますが、よその市町村の数字は分かりませんが、もし、どこかの町で小学校6年生が良くて中学校3年生が同じぐらいとか良くなかったら、その町の子どもたちの教育が順調なのか邪推みたいなものをするところですが、うちはこの表現でずっと中学校3年生になると必ず全道平均と同じ・上、全国平均より上回っていますから、良好な経過と書かせていただきました。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- **議員 宮下 裕美子** そうすると、対象学年の小学校6年生のデータと比べて中学校3年生でどうなったかという判断をきちんとしているということですか。以前、データを見せていただいていたときは、学年によって成績が全然違って、優秀な学年は6年生でもある程度平均より高い学年があったら、中学生になってもやっぱり優秀でした。6年生で若干低い子どもたちのときは、多少伸びたとしてもやはり学年全体としてどうしても学力が上がらない傾向がありました。子どもが実際に学力テストを受けているような世代ですので、そのときを見ていたので、これが単年度で判断しているわけではなく、対象学年の3年前に比べれば上がったということをデータとしてそれが取れていると感じていいわけですか。掲示的なものを得る機会がないので、そこは教育委員会がきっちり見ていると思うので、そういうことであると捉えていいですね。
- **議長 笹木 英二 教育長**
- **教育長 松山 徹** 対象学年が小学校6年生が中学校3年生になったものを内数としてみられることもありますし、毎年、見ているということです。それが中3・中2・中1・小6ですから4年前に受けた子どもになるときもあるし、毎年、このように見て6年生と中3ということで、見ているということで、捉えてください。
- **議長 笹木 英二 宮下裕美子君**
- **議員 宮下 裕美子** 分かりました。昨年の報告書では、小6・中3とも全道平均を全て全道を大きく上回ったという表現になっていたのですが、それに比べたら今回、全道平均を少し上回ったと書いてあるので、やはり、当該学年の子たちが伸びているならいいのですが、昨年と比べてどうこうというのは、学年によって違うのかなと思うので、評価はデータを公表していただかなければ私たちは検証できませんので、そこはきっちりデータ分析していただきたいと考えます。10ページ、(3)心の教育について 人権擁護委員会との連携によるいじめSOSミニレターとあって、これは初めての取り組みであると思いますが、どんな内容になっているのでしょうか。
- **議長 笹木 英二 教育長**
- **教育長 松山 徹** 人権擁護委員会の方が、もちろん私どものところに事前に来てということですが、小中学校へ訪問して、子どもたちがいじめられている実態があったら、手紙を封筒に入れて出してくださいというミニレターです。これは人権擁護委員会がやっている独自の取り組みで、各学校で子どもに渡しているということです。地区担当の人権擁護委員が挨拶に来て例年どおり今年もこの取り組みをやらせていただきますということで、そして、人権擁護委員会に届いた中には、今年もいじめはありませんでしたという報告も受けています。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。同じ項目の上に、「北海道教育委員会による指導事業を受け、道徳教育の充実に取り組んでおり、」ということで、これは実際にどのような道徳教育が行われたのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 道教委の指定事業ですが、道徳の時間を要として各教科や体験活動との関連を明確にした指導計画の工夫及び道徳的価値の自覚を深める指導方法に視点を充てた道徳の時間の授業づくりということで取り組んでおります。成果としては、道徳教育の全体計画、各教科との関連を明確にした道徳の時間の年間指導計画、道徳教育に係わる体験活動や実践活動の時期等の一覧を計画どおり作成することができ、道徳教育の時間と各教科や体験活動等との関連を図った取り組みがし易くなったということで、道教委に報告させていただいております。このような指定事業は先生方の実践力ということで、指導事業の有り方、実践力の指定事業を受けて、子どもたちがどのように変容していくか、どのように豊かな心が身に付いていくかということの指定事業であります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そうすると、2年間の成果は先生の指導に道教委からきて先生方に直接、指導した上で、先生方が道徳教育をやっていく上の人の部分のを要請したと聞こえたので、それは先生方の力が付いたことにより2年間で現在も含めてこれから先はそのときに付けた力を使ってより一層、道徳教育が充実しているという認識でよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 他の地域や市町村から月形中学校は道徳実践校であるということで、取り組んで、そのような力が付いていると思っています。ただ、人事異動や学校の体制は変わりますので、未来永劫ということではなくてこぼこは出てくると思いますが、学校の中の組織的な力としてそういう基盤ができてきて今までよりはより高まっているという、指導体制が学校の中にはできていると思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。(4) 特別支援教育について 「特別支援チーム会議を押し進め、」と書いてありますが、「特別支援チームに町教育委員会、保険福祉課と幼稚園、保育園、学校等で構成する」と書かれていますが、以前からまちづくり常任委員会等でも学童保育、放課後支援の人たちも十分に特別支援教育に係わっているの、学校との連携でこういうところになかなか入れないために情報が全く行かないので、そういうところに入れることに

よってより充実するのではないかということを書いてきたつもりでしたが、現状では入っていないみたいですが、それらについてどのように認識されているのか、あるいは取り組む予定はあるのか、お伺いします。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 4時 7分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 4時 8分再開)
  
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 従前、必要に応じて学童にも連絡は取っておりますが、貴重なご意見をいただきましたので、検討させていただきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 11ページ、(7)月形高校の存続について平成25年度教育行政報告で、月形高校生徒募集活動が13日間行われているのですが、昨年を見ると10日間ということで、13日間を使ってどんな活動をされているのか、中身をお伺いしたい。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 月形高校の教育振興協議会では報告させていただいております。そちらで作成していただいている月形高校のポスター、パンフレット又は私どもで作っている月形高校のPRの資料、月高からの資料もいただき、それらを持って近隣の中学校へ訪問して、ぜひ子どもをよこして月形高校に入学してくださいということで、札幌市は東区、北区を中心、最近では手稲や発寒からもちょっと問い合わせがあるので、そちらの中学校にも行っております。そして近隣では当別、地元には高校がなかった新篠津、旧北村、浦臼、岩見沢ということで、最近の成果としては、今まで来たことがなかった岩見沢の豊中学校から本線に乗って岩見沢駅でバスに乗り換えて来ている、ここも固定して1、2名が来るようになった。更に上幌向中学校も同じ沿線沿いで、ここも1、2名、さらには岩見沢の清園中学校から今までは栗山の進学のかたちが多かったのですが、そこも岩見沢をまたいであえて市内バスに乗って岩見沢駅でバスに乗り換えて月形に来てくれるということが経過としてあります。また、今年は公共交通機関の経路がない美唄市から3名の問い合わせがあり、正直、公共交通機関がないので、美唄はしばらく来ませんでしたが、校長先生の人事異動で岩見沢にいる、先生方が美唄に行って月形高校の話をしてということで、美唄の2中学校から8月に入って月形高校学校視察のときに問い合わせがあり、子どもが応募しているのでぜひ参観したいということで、美唄から直接のバスがなかったのが、急遽、その中学校の校長とお話しして、ポスター、



パンフレット等を持って学校の様子を説明させていただいたところです。保護者も含めてかなり真剣に月形高校の進学について、通勤方法はどのようにするのかと聞くと、親が美唄駅まで送り本線で岩見沢に行き、駅からバスで月形高校に通うから、通学費の半額を補助してくれるのでしょということ、親もそこまで知っていてということで、そのように美唄駅や親が車で峰延駅まで送ってという、月形高校の支援の手厚さを聞いているので、そこまでしても月形高校に入りたいという思いがあるとこと、これは親と校長先生がお話しした中身であります。そのような中学校を訪問してお願いしてきているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、色々なところで実績も上がっていると思いますが、教育長が行かれて月高の良さを売り込んでくると思いますが、今、ポイントはどんなことを売り込まれているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 大きなポイントとして、月形町から月形高校への助成制度の説明をします。それから月形高校の実績についてということで、進学実績、各種検定資格取得の実績、子どもたちの部活動の活躍状況、普通高校でありながら珠算や簿記にも取り組んでいること、生徒会の様子、学校生活の様子もお話ししております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 中身が大体わかったので、自治体間の勉強会に参加したときに、岩見沢の関係の方や札幌方面の方ですが、発達障害や不登校、フリースクールなどに関係されている方が、月形高校の評判をその中で聞いているようで、元々学校に対して違和感を持ってなかなか通えなかった子たちが、月形高校に通うことによって自身を取り戻して、最終的に卒業までむかえられたので、そういう方面で月形高校の評価が高い。岩見沢は、一般的に本線が通っているのもそういう子たちが札幌に直接出てしまうけれど、札幌に行くとしても学校ぐるみの支援が金銭面でなく精神的、手厚い子ども個人への対応が薄いので、最終的に辞めてしまう。それだったらもう少し月形高校のことをフリースクールや発達障害など様々な問題を抱えながら送っている子どもたちにもそういう情報を届けてくれたら、もっと月高の魅力が伝わって入学者も増えるのではないかとということも聞きましたので、一般的な中学校ももちろん大事であると思いますが、何か機会があればそういう場面でぜひ月形高校の個人に対する手厚い支援も含めたところを取り上げていただければと思います。これは提案です。社会教育に関しては、例年、十分にいいのですが、学校教育に関しては、少し物足りなさを常に感じていますが、平成25年度に関していえば、実は幼児教育が教育委員会としての大きなテーマだったのではな

かと思うのですが、その部分について何の記載もないわけです。月形高校の存続については、基本的に先ほど教育長が言われていたように月形高校振興協議会の仕事であるのです。本来の業務として幼児教育に関していえば、大谷幼稚園の閉園を含めた将来的な構想も含めて年度末までに答えを出すなど教育委員会として様々な検討も重ねたと思うのですが、そこについて全く触れられていないことにちょっと残念だったのですが、補足というかたちで構わないので、ここに書いてある管理及び執行状況点検及び評価に関する報告書ですので、その部分にも触れていただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 記載の項目につきましては、従前からの項目がおそらく議会の報告書として成り立っているということで、项目的にはずっとそのように見て落ち着いていると捉えております。お話しの中身につきましては、今後検討したいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 検討したいと思いますではなく、これは25年度の報告なので、そこに何らか触れられないのでしょうか。項目も決まった報告ではなく、教育委員会が独自に報告書の形式を取って報告するのが、この評価報告書なので、ですから前段でこのように教育長の行政報告が載せてあるのも、うちの独特の報告形式ですし、色々あったわけです。それで25年度に関しては、幼児教育に関してこれまでとは全く大きな転換点を迎えたわけです。そこに教育委員会も係わったわけですから、その部分の評価があつて然るべきであると思いますので、今後、どうするのかではなく25年度に関してどうだったのかということをお伺いしたかったのです。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 25年度に関しては、幼児教育ということで幼稚園との関わりは、前年と比べて特段変わりはない。認定こども園については、26年度からの付着ですから、そこから触れていくことであると捉えております。25年度の幼稚園に対する係わりとしては、例年どおり係わってきて、ここに書かれているとおりの芸術鑑賞会など色々な活動ということで、幼稚園に係わったものですから、このとおりに記載して、26年度からは、今申された部分は、検討して行かなければならないと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 25年11月に大谷幼稚園の閉園を決めたんですね。それ以降、幼児教育の幼稚園がなくなることに對して、教育委員会も含めて町行政とどのようにしていくかという話し合いがさんざん行われたじゃないですか。2月には住民に対する説明会、月形町のこれからの幼児教育をどの

ようにするかという実際に動きがあって、例年どおりとは全く違うという認識があったのですが、教育長はそこは全く何もなかったという捉え方でいいのですか。本来これは教育委員会としての報告だから、教育長個人に聞くのはどうかと思いますが、このように報告されている以上、今の中では教育長に確認するしかないと思いますけれども、教育長としての認識としては、全く何もなく例年どおり、ただそれだけで終わりにになってしまうのですか。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 4時20分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 4時27分再開)
  
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第4号は、報告済みといたします。

◎ 日程25番 認定第1号 平成25年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程26番 認定第2号 平成25年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程27番 認定第3号 平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程28番 認定第4号 平成25年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程29番 認定第5号 平成25年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程30番 認定第6号 平成25年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- 議長 笹木 英二 日程25番 認定第1号 平成25年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程26番 認定第2号 平成25年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程27番 認定第3号 平成25年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程28番 認定第4号 平成25年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程29番 認定第5号 平成25年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程30番 認定第6号 平成25年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 認定第1号 平成25年度月形町一般会計歳入歳出

決算認定から認定第6号 平成25年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について、までの6つの会計につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、去る7月23日から30日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計決算について審査をいただいたところでございます。よって地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それ以外の添付書類として歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書を付して決算に提案させていただきたいと思っておりますので、宜しくご審議をお願い申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにししたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決しました。

- 議長 笹木 英二 お諮りいたします。9月6日、7日は会議規則第10条第1項の規定により、9月9日から11日は、決算特別委員会のため休会とし、12日に再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって9月6日、7日は会議規則第10条第1項の規定により、9月9日から11日は、平成25年度各会計決算審査のため休会とし、12日に再開することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 4時31分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時48分再開）

- 議長 笹木 英二 この際報告いたします。決算特別委員会の委員長に大釜 登君、副委員長に堀 広一君が互選されましたので報告いたします。

- 議長 笹木 英二 以上で本日の日程は全て議了いたしました。

よって本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時49分散会)